

適合証明書・通知書の電子化について

令和 8 年 9 月

お客様各位

一般財団法人福岡県建築住宅センター

日頃より当センターをご利用いただきありがとうございます。

この度、住宅金融支援機構の様式改定・システム変更により、フラット35等の適合証明業務について、電子交付に対応することとなりました。申請時期によらず令和8年10月1日以降に交付する「適合証明書」（竣工検査）および「通知書」（設計検査・中間検査）について電子申請の場合は原則電子交付（窓口申請の場合は押印なしの書面交付）となります。

お客様にはご負担をおかけする部分もございますが、何卒ご理解賜り、引き続き当センターをご利用いただけますようお願い申し上げます。

<改定日> 令和 8 年 10 月 1 日

※ 経過措置として、書面交付の場合の郵送手数料については、当面の間現行のままセンター負担にて郵送いたします。

<主な変更点>

- ・ 令和 8 年 10 月 1 日以降に交付する「適合証明書」「通知書」について、適合証明機関（センター）の**押印は省略**となります（電子交付・書面交付とも）
- ・ 「適合証明書」について、従来は申請者用及び金融機関提出用の2種類が交付されましたが、令和 8 年 10 月 1 日以降は**ひとつの書式に統一**されます（金融機関提出用のみ、1部交付されます）
- ・ 電子申請（NICE WEB システム）の場合、**原則電子交付**で対応いたします（確認済証等と同様の送付方法で対応いたします）
- ・ 窓口申請の場合、および書面交付をご希望の場合は書面交付で対応いたします

※詳しくは、住宅金融支援機構の案内およびフラット35サイトにてご確認ください。

https://www.flat35.com/business/topics_20260804.html

※お問い合わせはご利用の各事務所までお願いいたします。

